# 大仙市建設工事等競争入札心得

### (趣旨)

第1 この心得は、大仙市が発注する建設工事、製造、建設コンサルタント等(以下「建設工事等」という。)の請負又は委託契約に係る競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)が守らなければならない事項を定めたものであり、この内容を十分承知の上、入札に参加してください。

# (法令等の遵守)

- 第2 入札参加者は、地方自治法、同法施行令、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、大仙市財務規則、大仙市建設工事等競争入札に関する基本要綱、その他の法令並びにこの心得、入札公告、指名通知において指示された事項、大仙市入札参加にあたっての留意事項及び現場説明事項等を遵守してください。
- 2 入札参加者は、入札に際し、入札執行担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、 また、不穏当な言動等により、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑に なるようなことを避けるほか、常に公共工事を推進するにふさわしい入札参加者として の態度を保持してください。

#### (施工条件等の熟知)

第3 入札参加者は、設計図書等の閲覧、現場説明への参加等により、施工条件及び契約 締結に必要な条件を熟知の上、入札してください。

## (入札への参加者)

- 第4 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。
  - (1) 入札日において、入札参加資格又は指名を取消されている者
  - (2) 正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれのある者

#### (入札保証金)

- 第5 入札参加者は、入札前に現金又は大仙市財務規則で定める有価証券をもって、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければなりません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除される場合があります。
  - (1)入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

- (2)入札参加者が過去2年間の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらすべてを誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 2 入札保証金は、入札の終了後直ちに還付しますが、落札者に対しては、当該契約の締 結後に還付します。
- 3 入札保証金には、利子を付さないこととします。

# (入札の辞退)

- 第6 指名競争入札において、入札参加者は入札の執行の完了(落札者の決定)に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。
- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより入札辞退届を 書面で提出しなければなりません。ただし、電子入札においては、次の各号に掲げると ころによるほか、電子入札システムにより入札の辞退を届け出ることができます。
- (1)入札執行前にあっては、入札辞退届(別紙様式)を市長に持参又は郵送により提出しなければなりません。
- (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出しなければなりません。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。

# (入札の取止め等)

- 第7 入札執行者は、入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入 札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させ ず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。
- 2 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を 延期し、又は取り止めることができるものとします。
- 3 指名競争入札において、入札辞退等により、入札日前日(電子入札においては**入札書 提出締切日時**)までに入札参加者が1人以下となることが明らかになった場合には、入 札を取り止め、追加指名又は指名替えを行うものとします。
- 4 条件付き一般競争入札において、**入札参加資格確認申請書の提出締切日時までに**、申 請者がいないことが明らかになった場合は、入札を取り止めるものとします。

#### (入札の秩序)

第8 次の各号のいずれかに該当する者は、入札執行者により入札執行の場所から退場さ

せられる場合があります。

- (1) 私語、放言等をなし、入札の執行を妨げた者
- (2) 不穏の行動をなす者

## (入札)

- 第9 入札参加者は、入札書に記名押印のうえ、指定した日時及び場所において、入札書 を提出し、又は入札箱へ投入しなければならないものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、電子入札においては、入札参加者は指定した日時までに電子入札システムにより入札書を提出しなければなりません。ただし、市長の承諾を得て、 又は市長の指示により書面で提出する場合は、前項に定めるところによります。
- 3 代理人に入札をさせるときは、委任状を提出しなければならないものとします。
- 4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。
- 5 入札書の記載する金額は、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額 としてください。

# (入札書の書換等の禁止)

第10 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

# (無効の入札)

- 第11 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。
  - (1)入札に参加する資格のない者のした入札
  - (2) 入札保証金を納付させる場合、入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
  - (3) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
  - (4) 同一の入札について、2人以上の入札者の代理人となった者の入札
  - (5) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札
  - (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
  - (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
  - (8) 記名押印を欠く入札(電子入札システムによる場合にあっては、電子証明書を取得していない者のした入札)
  - (9) 条件付き一般競争入札において、開札日から落札決定の日までの間において、入札

参加資格要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札

- (10) 電子入札において、紙入札方式により入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかったもののした入札
- (11) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

(開札)

第12 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において行います。この場合、入札 参加者(電子入札システムにより入札した者を除く。)は開札に立ち会わなければなら ないものとします。

# (落札者の決定)

- 第13 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引きの秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるとき又はその者が大仙市税及び社会保険料を滞納しているときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合があります。また、最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
- 2 落札者を決定したときは、直ちに口頭又は書面又は電子入札システムによりその旨を 落札者に通知します。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

- 第14 入札執行者は、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直 ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定めます。ただし、電子入札において は、くじは電子入札システムによる抽選により行います。
- 2 前項の場合において、当該入札者はくじを辞退することはできません。

(再度の入札)

第15 入札執行者は開札をした場合、落札者とすべき者がいないときは、直ちに、又は 別に日時を指定して、再度の入札を行うことができるものとします。この場合において、 再度の入札は原則として1回までとします。

- 2 前項による再度の入札を行うときは、次の各号のいずれかに該当する者は再度の入札 に参加することができません。
- (1) 第11第1号から第5号までのいずれかに該当し、入札を無効とされた者
- (2) 第11第11号に該当し、入札を無効とされた者で、再度の入札に参加させること が不適当と認められる者
- (3) 最低制限価格を設けた入札の場合において、最低制限価格を下回った価格で入札した者
- 3 第6及び第7の規定は、再度の入札の場合に準用するものとします。

### (契約保証金)

- 第16 落札者は、契約書の提出と同時に請負代金額の10分の1(低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては、10分の3)以上の金額を保証する次に掲げる契約の保証の一(役務的保証にあっては、請負代金額の10分の3以上の金額を保証する公共工事履行保証証券による保証)を付さなければならないものとします。ただし、あらかじめ市長が、契約保証金を必要としない旨を明示した場合は、この限りではありません。
  - (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
  - (3)銀行等又は保証事業会社の保証
  - (4) 公共工事履行保証証券による保証
  - (5) 履行保証保険契約の締結

#### (契約書の提出)

- 第17 契約書又は請書を作成する場合においては、落札者は契約書に記名押印し、落札 通知を受けた日から5日(休日を含まない。)以内に契約を締結しなければなりません。 ただし、やむを得ない事由により書面をもってその期限の延長を願い出て承認を受けた ときは、この限りではありません。
- 2 落札者が前項の期間内に契約を締結しなかった場合は、その落札は効力を失うものと します。

### (異議の申立て)

第18 入札参加者は、入札後、この心得、契約書、契約事項の各条項、設計書、仕様書、 図面又は現場説明事項についての不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることが できないものとします。

(注意事項)

- 第19 入札には、代表者が参加してください。ただし、代表者が参加できない場合は、 委任状に記載された代理人2名以内に限り参加を認めるものとします。
- 2 入札時に入札会場においては、一切の入退室を禁止するものとします。
- 3 入札時は、携帯電話等、外部と連絡がとれる機器の電源を切っていてください。

(その他)

第20 入札参加者は、関係法令及び市長の指導事項を遵守するとともに、契約当事者相 互の信頼関係を損なうような行為をしてはならないものとします。

附則

この心得は、平成17年3月22日から施行する。

附則

この心得は、平成19年10月1日から施行する。

附則

この心得は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この心得は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附則

この心得は、平成26年4月1日から施行する。